

江戸期日本に所伝の清代史料 —「唐船風説書」を中心に—

華 立

- 一 唐船風説書の形成とその性格
- 二 『華夷変態』と康熙朝政治・社会史の研究
 - 1. 『華夷変態』の編纂と版本について
 - 2. 『華夷変態』が伝える康熙朝の政治・社会の諸相
 - 3. 康熙二十七年武昌の兵変とその伝聞を例として
- 三 新発見の風説資料と乾隆帝の江南巡幸
- 四 おわりに代えて

キーワード：唐船風説書、江戸期日本、清代史料、『華夷変態』、康熙朝政治・社会史、新発見の風説資料、乾隆帝南巡

一 唐船風説書の形成とその性格

周知の如く、江戸期の日本幕府は対外的には「鎖国」政策をとっていた。日本人の海外渡航は一切禁止される一方、外国船の日本来航についても厳しい制限が設けられていた。しかし、鎖国とはいえ、幕府は海外の世界に対して、けっして無関心ではなかった。唯一の開港場であった長崎を通じて、幕府は常に海外諸国の動静に注意を払い、その情報を入手しようとしていた。

当時、最も重要な情報源をなしていたのは、長崎に来航するオランダ貿易船と清代中国の貿易船（唐船と呼ばれる）であった。情報収集の

情況について、平沢元愷の『瓊浦偶筆』卷六の「唐船互市雜記」には、

凡唐船入港、即日郵報、蛮船則速刻飛報、亦皆問取外域風説以報聞。

と記され、また、天野信景の『塩尻』卷九十二に

毎年長崎の通事より、風説書を関東に献す、國々の人の談話にして面白き事さまざま聞え侍る。

ともある。この「皆問取外域風説以報聞」や、「毎年長崎の通事より、風説書を関東に献す」とは、長崎奉行が同地に入津した中国船（唐船）とオランダ船（蛮船）に対して、通事を派遣し、船主や同船の商人と対談を行わせて聴取した海外情報を、一定の文書にして江戸へ差し出させたことを指している。このように外国船がもたらした伝聞をもとに作成された報告書は、「風説書」（風聞による報告書を意味する）と称され、そのうち、オランダ船によるものは「阿蘭陀風説書」、中国船によるものは「唐船風説書」と、別々に名付けられていた。

唐船風説書に関して先駆的研究を行ったのは浦廉一博士である。氏の研究によれば、現存する唐船風説書は1644年（日本正保元年、清順治元年）に始まり、1858年（日本安政五年、清咸豈八年）までつづいたという。文書の一部が散佚しているため、その全容を完全に把握するに

は至っていないものの、少なくとも1644年から1724年（日本享保九年、清雍正二年）までの八十多年間に、約二千三百通の唐船風説書が残されていることが確認できる⁽¹⁾。その後の1840年代から1850年代、即ちアヘン戦争直前から十数年にわたる間にも唐船風説書の十数通が発見されている⁽²⁾。近年、散佚中の唐船風説書をめぐる調査が進展し、これまでその存在が知られなかつたものも続々と現われ、整理・公表されるに至った。

さて、江戸期に作成されたこの唐船風説書は、史料としてどのような性格を有しているか、まずその作成手順と記事内容の特徴からみてみたいと思う。

初期の唐船風説書は年次が断続的で、件数も少なかったが、その後しだいに整備された。1674年（日本延寶二年）にいたると、作成手続きや文書の形式がほぼ定着し、1699年（日本元禄十二年）、風説書を専務とする「風説定役」が長崎奉行に設けられ、この制度はさらに一段と強化された。

「通航一覧」、「唐通事会所日録」などによると、風説書の聴取と作成はおおむね次の手順に従っていた。

(1) 中国船が入津して碇を下ろした直後、風説役に通事目付が立ち合って直ちに船に赴き、船主その他の乗組員・乗客に対して質問を行う。通事目付は風説役と唐人との会話を監督する責任を負い、何か疑問の点があれば、決して隠蔽することなく白状しろと相手に命じる。質問事項は一定の格式をもって事前に作成されており、その項目は

詳細に及ぶ。

- (2) 中国船側の答弁は普通「〇〇番〇〇船之唐人共申口」という形で提出される。ほとんどの場合答弁は口述の形式で行われるが、書面をもって答弁する事例もある。風説役と唐通事は答弁内容の和訳（和解ともいう）を行い、上申公文書の草稿を作成する。文末には必ず連署してその責任を明らかにする。
- (3) 長崎奉行は草稿を検閲して可否の判断を下す。その後合計三通を清書させ、公文書とする。その一通は捺印の上幕府に届けるが、他の二通は捺印せず、長崎奉行と唐通事の控えとする。

また、見聞聴取後作成される唐船風説書に、およそ下記の内容事項が書かれる⁽³⁾。

これを数多くの風説書に徴するに、かの国（中国を指す、筆者注）の内外情勢に関する見聞を主とし、更に起帆地並に出帆の期日、乗組員数、船主船隻の日本渡航経験の有無、類船跡船の動静、航海中に遭遇せる他船舶の様子、経由せる航路等を、必須報告要件としたことを帰納することができる。又難破漂流の際には、特にその顛末に就き詳細の報告をなさしめて居る。

総じて言うと、唐船風説書はすなわち長崎に来航する中国人が招來した（口述または書面で）清代中国に関する情報資料集である。日本幕府が主眼として求めていた中国大陆を中心とする内外情勢の最新動向のほか、船主や乗組員の構成、貨物の集荷、出帆地と出帆の期日、航路と航海経緯及び航海中遭遇した見聞の種々、いわ

(1) 浦廉一「華夷変態解題—唐船風説書研究」、『華夷変態』上冊、東洋文庫叢刊十五（東洋文庫刊行1958年）第一～七七頁を参照。

(2) 森睦彦「阿片戦争情報としての唐風説書—書誌的考

察を主として」『法政史学』第20号（1968年3月）を参照。

(3) 注1を参照。

ゆる清代航海貿易史ないし清代沿海地域史に関する新鮮なオリジナル情報がさまざまに盛り込まれている。なお、これらの情報の採集と伝達は、清朝官憲によって行われたものではなく、民間人あるいは非役人身分の船主・乗組員または同船の商人らが担っていることから、唐船風説書は公けのルートの官憲情報と性質上異なり、「民間情報」という側面をもっていることが指摘できる。

唐船風説書はこれまで、近世日中交渉史研究の重要な資料として研究者の注目を集めてきた。一方、清史の関連資料としても言及されている。しかし後者の場合では、主に鄭氏台湾、三藩の乱などいわゆる明清交替時のテーマに限られることが多く、以降の時代の清史研究全般に関しても重要な史料的価値を有していることは、かならずしも充分に認識されているとは思えない。また、唐船風説書のほとんどが江戸期の擬古文体で記されている（漢文のままで残っているものもあるが、極めて少数である）ため、日本語を母語としない中国または欧米の清史研究者にとって、読解するには大きな支障がある。唐船風説書が未だに海外の清史研究者に十分利用されていない理由の一つは、恐らくこのことに絡んでいるといえよう。

夥しい数にのぼる唐船風説書に対して、筆者の研究は端緒についたばかりである。そこで本稿は、清康熙・乾隆朝の政治・社会史研究に焦点をあわせ、そこに見られる唐船風説書の史料価値を実例にもとづいて探り、今後一層の活用を目指してゆきたい。

二 『華夷変態』と康熙朝政治・社会史の研究

1. 『華夷変態』の編纂と版本について

1644年から1724年（日本正保元年～享保九年、清順治元年～雍正二年）にかけての唐船風説書は、全体のなかで最も多くの割合を占めている。この部分の資料は、はやくも江戸当時に編纂され、『華夷変態』と『崎港商説』の両書に収録された。清康熙朝に関する風説資料は主に『華夷変態』に収められている。

『華夷変態』の編者は江戸幕府に仕え、弘文学士の称号を賜った林恕（春斎）と息子の林鳳岡の二人である。林恕は長崎から江戸に届いた唐船風説書の読進・和解をつとめていたところ、使用済みの原稿が「留在反古堆」の有り様に気付き、散佚することを恐れて編纂にとりかかったという。『華夷変態』の書名について、林恕は

崇禎登天、弘光陥虜、唐魯纔保南隅、而韃虜橫行中原、是華變於夷之態也。

と説明し⁽⁴⁾、正統の華夏を代表する明が夷狄である満洲の清にとり変えられたことからそのように名づけたといい、明の没落に深い同情を寄せた。

林氏の『華夷変態』は複数の版本（いずれも抄本である）がある。なかでは35巻の内閣文庫本がもっとも完全版本となっている。該書は1644年～1717年（正保元年～享保二年、順治元年～康熙五十六年）の風説書2266点を輯録し、紀事本末体をとった第一巻を除いて、全書は年月の順序に排列され、いわゆる編年体風で作成された。各件の見出しが「〇〇番（長崎へ入津の

(4) 『華夷変態』上冊、正文、序。

順を示す番付) ○○船(来航船の出帆地で名乗る)之唐人共申口」の形に統一され、文末には日付と船主の名が書かれている。

この『華夷変態』とは別に、3巻の内閣文庫本『崎港商説』は、享保二年から享保九年(清康熙五十六年~雍正二年 1717~24年)の間の唐船風説書を主体に、若干の和蘭風説書・朝鮮人聞書を加え、計199点を収録している。編者は明記されていないが、編纂体裁の同一性や藏書印の関連性から、この『崎港商説』は『華夷変態』の続編をなすものであると判断される。

1958年、東洋文庫は上述の『華夷変態』と『崎港商説』との二種を『華夷変態』の題で併せて刊行し、上、中、下三冊の活字本とした。その際、他の版本によって内容を一部補足し、巻頭に浦廉一氏の解題を掲載した。それが現在最も良い版本というべきものである。以下本稿で取り上げる『華夷変態』も、それを指す。

2. 『華夷変態』が伝える康熙朝の政治・社会の諸相

清は順治元年(1644年)に山海関内に入り、北京に遷都して中国に君臨したが、反清勢力の存在に長年悩まされてきた。康熙帝即位後の最初の二十年間も、支配基盤の確立に最大の苦慮をし、三藩の乱にあって一時は窮地に追い込まれたこともあったが、辛うじて危機を乗り切ることができた。康熙二十年(1681年)、八年にわたる三藩の乱が平定され、その二年後、半世紀近く抵抗をつづけた台湾の鄭氏政権も清に降伏した。この二つの出来事をきっかけに、清の中国支配は画期的に進展し、安定期を迎、全盛時代の幕が開かれたといわれる。

確かにこの時期から清朝の中国支配は安定期に転じ、いよいよ全盛の兆しも見え始めた。しかし一方、人口的には少数で、しかも満洲

族出身の清朝にとって、直面する統治上の課題は依然として甚だしく多い。人口の圧倒的大多数を占める漢民族への対応、その対応に連動する社会各層の騒動や反発、北西の辺境地帯をおさえて強大化しつつある西蒙古ジュンガル部の脅威、官制や賦税制度など内政面の不備、皇室・満洲貴族内部の熾烈な権力闘争など、いずれも重大なものであった。こうして内外両面で政治・経済・社会の諸問題を抱え、その解決につとめながら清の発展期を迎える康熙朝の様相を、『華夷変態』に収載された各風説書は、時には詳しく、時には断片的ながらも、幅広く取り上げていた。

以下は、康熙二十三年から康熙六十一年(1684~1722年)の唐船風説書に見られる清朝情報の要項を、ジャンル別に大ざっぱに羅列したものである。

<内政>

満人官僚の仕途と人事異動、漢人官僚の登用、満漢差別と官缺制度、権臣明珠の問題、遷界令の撤回、降伏後の鄭氏一族の待遇、三藩の乱後漢人有力者に王の封号授けず、
満洲の漢化、治世には儒・道・仏を併用、聖諭十六条の発布と教化措置、孔子廟の修復と祭祀、隠士賢儒の召納・起用、喇嘛教を尊ぶ

<辺疆経営>

西蒙古ジュンガル部との紛争、用兵の支度、康熙二十七年ガルダンとの戦い、康熙二十九年ガルダンの北京境外侵入と康熙帝の親征、康熙三十六年ガルダンの死と所部の降伏、

康熙五十七年策妄阿喇布坦がチベットを攻め、清軍援蔵、征西大將軍に康熙帝の十四子が起用されたこと、

羅刹(ロシア)問題、

<皇帝と皇室>

康熙帝の漢文化学習、江南（蘇州・西湖）
巡遊、東宮太子の立廐、立儲問題をめぐる皇
室内部の争い、太皇太后（孝莊后）の出身と
死去、皇太后的素行、
<経済と民生>

天候と収穫状況、水害や旱魃の発生、米価
の動向、賦税の減免、

禁海令解除による商船の出航、台湾・福建
間の物流、来航船の集荷、

各地における銅の鋳造、銅価、日本銅購入
問題、

<社会騒動と一揆>

康熙二十七年選秀女（宮女選抜）の噂によ
る民間騒動、同年湖廣武昌府兵変、康熙六十
年台湾朱一貴の乱、各地に発生する山賊と海
賊、

3. 康熙二十七年武昌の兵変とその伝聞を例と して

清の実録や起居注などの官撰史料に簡略な記
事でしか残されていない康熙朝の出来事が、
「民間情報」の性格を帯びる風説書によって生々
しく伝えられ、それによってその実態を伺い知
ることができたケースがしばしばある。康熙二
十七年（日本貞享五年、1688年）五月湖北省武
昌府で起きた裁兵暴動事件（武昌の兵変）に關
する伝聞が、その一例にあたる。

この事件については、官撰の「清聖祖実録」と
「康熙起居注」の両書が取りあげている。
「清聖祖実録」の関連記事は六月、七月と八月
の各条にあり、「康熙起居注」のそれは七月二
十四日と八月七日の条にあった。しかしいずれ
の記事も十数字から數十字程度のものであった。

暴動について「清聖祖実録」では

(1) 楚省裁兵夏包子等、鼓噪搶劫、聚衆作乱、
巡撫柯永昇投井身故、賊等窃拠武昌城。（同書

卷135）

(2) 督標裁兵煽乱、無知兵民、或被迫脅、或為
招誘。（同書卷136）

(3) （五月）二十二日、督標裁兵夏包子倡乱、
閉城造反、劫奪撫臣勅印、分兵囲臣（布政司）
衙署。（同書卷136）

とある。

一方「康熙起居注」では、「清聖祖実録」に
類似する記述のほか、

先此、武昌督標裁兵鼓噪、上嘗諭云：裁兵
鼓噪、被累者不過一二府之民、大兵一至、必
迎接帰降。今果未久、大兵到時、衆民即将賊
首擒獻、凌遲正法、余皆迎接帰降、果不出聖
明予料、叡算如神、聞者莫不驚異云。（同書
七月二十四日甲午）

の如く、事件の始末を淡々とした口調でまとめ
た記事があった。

上記の記述でみる限り、本事件は区々たる小
騒動にすぎず、発生後ただちに平定され、當時
の政治には何ら重大な影響もたらさなかった、
という印象が与えられる。しかし同じこの事件
を唐船風説書でみた場合、その事態の深刻さと
江南地域に広がった波紋の大きさが浮かびあが
り、それが驚くべきものであったことがわかる。

『華夷變態』によると、同年の七月八日から
十月五日にかけて、計二十隻の中国船がその事
件を最新情報として長崎奉行に伝え、事件の經
緯や南方各地の反応の様子をきめ細かく語った。

第1号としてその情報を招來したのは日本貞
享五年（清康熙二十七年、1688年）七月七日入
津の百三十三番南京船である。それにつづいて、
同日に入津した百三十五番普陀山船、百三十六
番南京船、百三十七番福州船、七月八日入津の
百三十九番普陀山船、百四十番廣東船、百四
十三番福州船、百四十五番寧波船、七月九日入津
の百五十三番南京船、七月十一日入津の百五十

四番南京船、百五十五番寧波船、七月十四日入津の百六十番漳州船、七月十七日入津の百六十七番沙埕船、七月二十日入津の百六十八番沙埕船、七月二十九日入津の百七十一番南京船、百七十二番寧波船、八月朔日入津の百七十三番寧波船、百七十四番福州船、八月二日入津の百七十五番南京船、八月三日入津の百七十七番廈門船、八月五日入津の百七十八番廈門船、百七十九番南京船、八月八日百八十二番廈門船、八月十三日百八十四番廈門船、九月二十二日百九十番寧波船、十月五日入津の百九十二番寧波船なども、それぞれ情報を伝えた。

各船の申出で内容の重なる部分もあるため、その要点をまとめておくことにする。

(1) 湖広省武昌府の駐在兵に、かつて吳三桂ら三藩の乱の征討に当たり、「國之節は一命を軍戦になげうち、生死之働くを励し」てきた者が多いが、國のため手柄をたてたにもかかわらず、帰陣後兵糧を取りあげられ、生活は窮地に陥っている。康熙二十七年五月二十二日、軍の小頭をつとめていた馮竜という人は、八百人余りの裁兵を率いて、撫院と布政司の官邸へ駆けつけた。そこで彼らが生計の苦しさを訴え、兵糧の配給を求めたところ、官憲に断られ、事態はついに反乱に発展した。

(2) 反旗を掲げた兵卒らは清の総兵、布政司の諸官を殺し、撫院は井戸に身を投じ自殺。頭分の馮竜は旗印に興漢滅廣大將軍を名乗り、一揆の衆はみな「大清風俗之衣冠を改め、尤赤熊附き之帽子を脱捨、大明之衣服を着」た。その勢いで湖北省内の七つの府を攻め取った。その間、「山賊海盜之輩悉く蜂起致し候」、各省を鎮守する軍隊は、兵糧の半数がここ数年に縮減されていたため、「無扶持流浪之兵卒、諸方に夥しくこれ有り、右之様子を聞き、先を争い馳せ集まり候」、二十日間で反乱軍は十万衆あまり

の強勢となつた。

(3) 反乱の波紋は早くも各地に広がり、湖広に隣接する南京、寧波、福州、漳州各地では、騒動が相次いだ。南京には六月初めに湖広より檄文が到來したが、官憲の対応が明白にされなかつたため、民心不安、自然に騒ぎがおこり、民間の市棚は数日間その門を閉めた。昨年より漳州付近の山中には、無頼流浪の兵卒を招き集め、大明の末裔をとりたてて、乱を企てる動きもあった。官軍は度々制圧しようとしたが、乱衆がその都度山の奥へ引きこもり、追討は困難であった。

(4) 朝廷は急いで檄文を各地へ飛ばし、福建からは石火矢を調達した。北京の駐屯軍の兵力不足を補うため、各地から将兵を集め、南京、浙江両省の兵力は大半湖広へ派遣された。湖広は「大清中之咽喉之地にて、古今之亂隙にも此湖広を争い」、諸省より北京への糧米の運送は当地に限っているため、「大事之要害」の地として早急に克復しなければならない。七月下旬、兵乱平定の風聞が一度流れ込んだが、のちにそれが誤伝であることが判明し、逆に官軍の敗北、荊州の武将が一揆に降参などの情報が伝えられ、戦況は危うくなるばかりに見えた。

(5) 湖広の動乱に加え、清皇室の内部には立太子問題をめぐって紛争が激化、北部の国境に羅刹の勢力が「大清へ発向これ有り」、さらに長年の強敵である西韃靼（ジュンガル部）がこの間隙に乗じて来攻する恐れもあるので、情勢は深刻化しているとの見方が強まつた。

(6) このように内外の動乱が相次ぐなか、民衆の心は大きく揺れだした。先に「大清之大事に可罷成り」との噂が立ち、その後「此の後世の上如何の様に成り可申哉」、「兵卒共之逆心は大清之難か」、「大清の末運か」という見方が次第に民衆のなかに広まり、「貴賤共に申事」と

いうようになった。

(7) 官軍と反乱軍の対戦は七月に一旦中断し、「八月に互いに大軍にて勝負を可決」すると取り決めた。八月末になって、清廷より「兵糧安堵」の保証が下り、よって反乱軍の兵卒は闘志を失い、「旗を巻き帰参致し候」、乱は静まった。

以上のように、官撰史料に軽く取り扱われた「武昌兵乱」は、唐船風説書では康熙朝中期における重要な出来事の一つに数えられる。兵乱は三ヶ月以上も続き、最盛時に十万人という強勢を誇ったこと、慌てた清朝が全国の兵力を調達して反乱軍と必死に戦ったこと、そして当時ようやく落ち着きをみせはじめた漢人社会の底部には、清朝統治への不信と反感が依然として色濃く残っていたこと、いずれも唐船風説書によってはじめて伝えられた。そのなかには誤った伝聞（例えば反乱軍のリーダーであった裁兵夏包子の本名は夏逢竜というが、その下の名で伝えられ、さらに逢竜を馮竜と誤写した）も含まれたものの、大筋は有りのままに伝えられたと思われる。事件の進行過程ばかりではなく、社会の下層部にいる一般民衆の反応も存分に伝達されたことが、とくに注目に値する。

三 新発見の風説資料と乾隆帝の江南巡幸

すでに諸先学に指摘されている如く、唐船風説書は時代が降るに従って簡略になり形式化される傾向が見られる。それはおそらく次の理由からであろう。清朝政権が確立し、東アジアの秩序が安定すると、日本幕府は大陸情報を以前

(5)これら資料の解題と公表については、松浦章氏の労作「乾隆南巡と唐船風説書」（『和田博徳教授古稀記念明清時代の法と社会』、第二四三～二七二頁に収載、汲古書院、1993年）があるので参照されたい。

ほど必要としなくなったのである。したがって、現存する清雍正中期以降、アヘン戦争直前までの唐船風説書は、数量的には稀少になり、所蔵も分散している。しかし江戸時代の各種の史籍を入念にチェックすることによって、新しい風説資料の発見がなお期待できる。その一例として、近年、乾隆帝の南巡に関する唐船風説書が三点発見された⁽⁵⁾。その題名と出自は次の通りである。

(1) 「続談海」（内閣文庫所蔵史籍叢刊第四十五卷、汲古書院刊）卷二十・宝曆元年（清乾隆十六年、1751年）十二月七日条に所載「大清乾隆皇帝南巡之始末聞書」（和文）

(2) 京都大学附属図書館・文学部図書館所蔵「乾隆帝南巡始末聞書」（和文）⁽⁶⁾

(3) 「視聴草」（内閣文庫所蔵史籍叢刊特刊第二、汲古書院刊）第十一卷、統三集之七所載「乾隆帝江南省蘇州府遊幸街道図」（漢文）

南巡とはすなわち清朝皇帝が江南地方を巡幸することである。康熙帝の六回にわたる南巡につづいて、乾隆帝も乾隆十六年から四十九年（1751～84年）の間に六回の南巡を行った。康熙帝は巡幸時北京から山東を南下し、黄河の河道に出て、揚子江を渡って蘇州に至り、帰途には南京の明太祖陵と山東曲阜の孔子廟を謁し、北京に戻るとしたが、それに対して乾隆帝の巡幸は蘇州よりもさらに南へ足を伸ばし、浙江省の杭州に至った。皇帝の南巡は当時の政治において、きわめて重要なイベントである。巡幸にあたる地域に及ぼす影響もはなはだ大きい。ということから、南巡は乾隆朝の研究には欠かせないテーマとなる。「大清会典事例・礼部」条

(6)この抄本は活字化されるにあたって（注5を参照）、地名に若干の誤植が見られた。また松浦章氏の調査により、名古屋市鶴舞図書館所蔵「清朝天子南巡記」の内容は、当抄本とほぼ同様であると判明している。

には「巡幸之礼、皇帝省方觀民、特舉時巡盛典」とあり、巡幸は皇帝が地方の政事や民生を察知する重要な手段であると強調し、國務の一環に位置づけている。

しかし、節約に留意して黄河の視察に重点を置く康熙帝の巡幸に比べ、乾隆帝の南巡は豪奢をきわめた大足旅行でもあり、沿道の民生はそれによって疲弊の極に達したという非難説が当初から存在していた。この側面に関して、清代の稗官野史にはしばしば取り上げられたが、官憲の立場からの書物は当然の如く口を固く閉ざしていた。

では、上述した三点の風説資料は、この乾隆帝の南巡についてどのように記述しているのであろうか、興味深いところである。

(1)の内容は乾隆帝十六年第一次南巡のことであるが、主に蘇州から浙江までの巡幸様子を紹介し、全文は数百字程度の概略的な記述で、詳細にはほとんど及ばなかった。

(1)に比べて(2)の内容は充実しており、興味津々たる記事があふれている。抄本であるこの(2)は、冒頭に「大清乾隆帝南巡之始末聞書」と題され、おわりに「右之通來津之唐人共見聞之次第物語仕候以上 午九月 清朝乾隆二十七年ハ日本宝曆十二年也 長崎唐方大通事 林 市兵衛」と書かれている。この日付によって、該当資料は乾隆帝の第三次南巡（乾隆二十七年、日本宝曆十二年、1762年）に関する風説書であり、同年九月に長崎に入津した中国船が唐通事の林市兵衛に提供したものであるとわかる。

(2)は同年乾隆帝の蘇州・杭州滞在を日を追って語った。ここで注意を要するのは、当風説書が伝える巡幸の日時と所在地は、欽定書物の「清高宗実録」や「南巡盛典」とは若干の違いが見られ、実際の日時と前後する場合もある。このように日時には不正確な点がありはするが、

乾隆帝の江南滞在中の諸々の出来事、すなわち、連日にわたる名山の巡遊、沿道各地の盛大なる接待、皇帝が庶民と接する際の様子、扈從官員の不法行為等を、民間の視点から一つ一つ取り上げ、ディテールにまで及んでいる点は、他に類例がないといえよう。

例えば、乾隆帝の蘇州名勝靈巖山への巡遊について、

靈巖山行宮之麓に舞台百余座鑄り亭台二拾座を掛け程々の踊上覽有之候麓之四方供奉之同勢取囲み候故夜中万燐星のことくかかやき候河には灯籠船百余艘を浮へ花火を揚ケ候勢い水陸共に恰も白昼のことくに有之候

とあり、天子巡遊に際しての途方もない豪奢ぶりが生き生きと描かれている。また、乾隆帝が杭州西湖を遊覧した時、

同所の行宮にて呉船の焼籠船百余艘湖中に浮へ程々の花火を揚させ上覽有之候万民拝見を許され三百余艘小船を乗出し花火燒籠船を拝見候此時小船に多人数乗組候事危き事に思召 聖慮を煩ハセられ候内はからすも大風起り拝見の船五六拾艘覆し男女四五百人溺れ候儀上意にて供奉の面々不残救揚候

と記されている。極楽の最中に起こったハッとするハプニングであった。

扈從官員の不法行為については、

同廿日西湖へ御留座此夜侍衛官一人酒興に乘し町はづれの酒店にて酒を包出し候ニ付其家の女房酒を升り有合の肴等差出し舍釀いたし候内彼女房ニ対し程々相戯れ傍若無人之躰ニ候故家の主外より帰りかかり申候ハ其女は拙妻也かまへて狼藉して玉ふなと断り候得ハ此の外憤り其主を打擲におよひ候ニ付按察使役所へ訴出候処召連 上間に達し 上意に法ハ天子より出る也供奉の者右躰之不法候ハ何れの罪に当り候哉と忠勇公傅恒に 御尋有之

時勅答せられ候ハ誠に民をさまでよみ玉ふ事
天下長久の聖慮也重々法に従ひ向後の戒に致
スヘしとて諸官会儀の上同人ハ大方の者故宮
を奪ひ生涯禁獄せしめ家来一人身代りに差立
酒店の門前に獄門にかけられ候ニ付其節 立
供奉の面々一入法度を相当取之静謐に有之万
民安堵の思ひをなし候也

とある。巡幸中天子を供奉する役人や武官たちの不法行為は容易に想像できるが、そこで酒店主人の妻を侮辱し、店主本人を殴りつけた侍衛官に対して、皇帝が自ら厳重処罰を命じ、万民の安堵をとり戻そうとしたという。

三点の資料の中、異色なのは(3)である。「乾隆帝江南省蘇州府遊幸街道図」と題されたこの資料は、実際は「乾隆帝江南省蘇州府遊幸街道図」(以下は街道図と称す)と「江南省蘇州府街道開店総目」(以下は開店総目と称す)との二部分から成り立っている。全文は漢文であり、風説書の形式は持たなかった。文末の跋文でわかるように、これは書物方奉行を勤めた近藤守重が所蔵したものであり、図の部分は彼が画工に中国商人が招來した絵図を模写させたもので、文字の部分はかつて乾隆帝の南巡を親見した江南商人程榮春の手によった。跋文の日付は寛政八年(清嘉慶元年、1796年)三月となるが、文中の扈從大臣の名前に和碩裕親王・外戚忠勇公傅恒、宗室輔國公恒祿、宰相史貽直、兩江總督尹繼善ら数人が登場することから、記事内容は乾隆二十二年(日本宝暦七年、1757年)の第二次南巡を手本にしている可能性が高い。

南巡行列の儀仗式を描く「街道図」よりも、蘇州現地の商店名と業種・経営内容を列記する「開店総目」が筆者の興味を惹いた。清代の江南地方は商品經濟の先進地であり、なかでも蘇

州は天下一の繁華を誇る最大の商工業都市とされてきた。しかしそれまで編纂された「蘇州府志」で見る限り、商業の業種と商店の配置が明確にされておらず、その実態は知りえない。乾隆二十四年(1759年)吳県人徐揚が蘇州の繁盛を謳歌する「盛世滋生図」という巨巻の軸を作成し、林立する商店街の様子を絵画を通じて伝えている。その絵に描かれた店舗の数は二百三十軒に達し、看板で見分けられる業種の数が五十をこえるという⁽⁷⁾。それに対して「開店総目」は、文字資料として当地の二十五の代表的店舗名と経営内容を詳しく説明しており、各店舗の業種名は「盛世滋生図」の内容とおおむね合致している。乾隆時代蘇州の商業風景の一端が「開店総目」によって伝えられたといえるであろう。

四 おわりに代えて

以上のように、江戸期日本で作成された唐船風説書は、日中交渉・貿易史のみならず清史研究においても重要な史料価値を有している。

もちろん、当時の世論や民間の噂を含む唐船風説書の情報は、史実として精確さを欠く場合もある。したがって唐船風説書を利用するにあたって、情報内容についての考証・鑑別の作業が必要とされる。だが、官憲の情報に見られない時代の側面を反映し、民間の視点から清代社会の様相を取り上げている、といった点からして、これらの情報は、きわめてユニークで重宝すべきものと思われる。また伝達者自身も当時の社会の一員であったことを考えれば、情報内容の正誤とは関係なく、消息に対する彼らの受け止め方や取り扱い方も当時の社会の動きを示

(7)李華「從徐揚“盛世滋生図”看清代前期蘇州工商業

的繁榮」『文物』(1960年第1期)を参照。

すものであり、ともに視野に入れて研究すべき
であろう。